

■軽自動車税環境性能割税率表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用

注)トン数はすべて車両総重量である

対象条件		税率	番号 (申告書に記載)
平成30年排出ガス基準 50%低減 又は平成17年排出ガス 基準75%低減 (★★★★)	かつ R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	(非課税)	01
	かつ R12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	自家用(1/100) 営業用(0.5/100)	02
	かつ R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成 ガソリン車 (乗用車)	自家用(2/100) 営業用(1/100)	03
01～03に該当しないガソリン車 (乗用車)		自家用(2/100) 営業用(2/100)	04
平成30年排出ガス基準 50%低減 又は平成17年排出ガス 基準75%低減 (★★★★)	かつ R4年度燃費基準105%達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	(非課税)	05
	かつ R4年度燃費基準達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	自家用(1/100) 営業用(0.5/100)	06
	かつ R4年度燃費基準95%達成 ガソリン車 (2.5t以下トラック)	自家用(2/100) 営業用(1/100)	07
05～07に該当しないもの (2.5t以下トラック)		自家用(2/100) 営業用(2/100)	08
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)		(非課税)	09
01～09に該当しないもの		自家用(2/100) 営業用(2/100)	10